

岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

I. 岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画策定の背景

新型インフルエンザについて

基本的にほとんどすべての人が免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている

新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

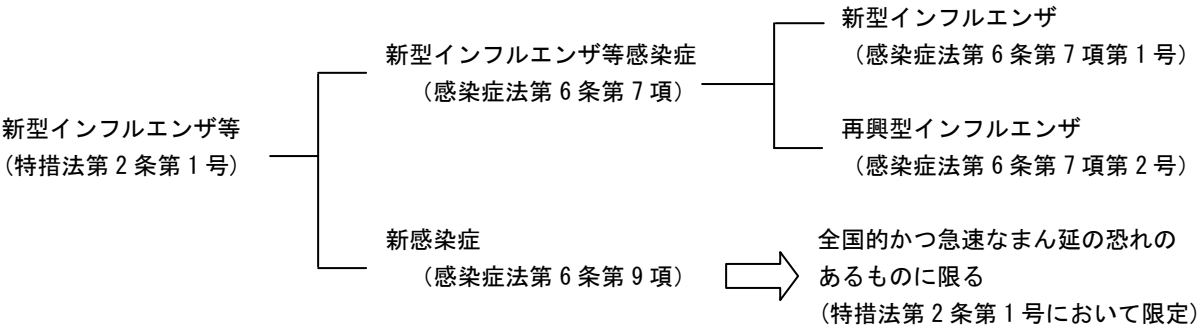
- ・ 新型インフルエンザやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、平成 25 年 4 月に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）が施行された
- ・ 特措法では、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす、またはそのおそれがある場合に、政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）を発出することが明記されており、発出時は、市町村に対策本部を設置することが義務付けられている

岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

特措法の施行を受け、岸和田市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「本市行動計画」という。）を策定した

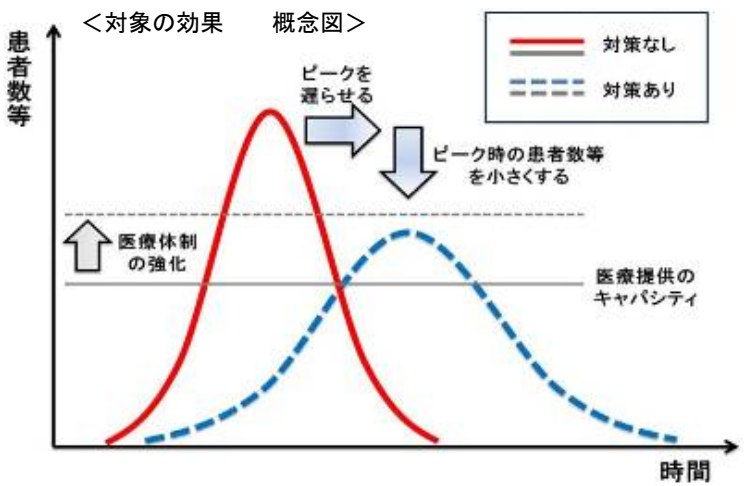
II. 本市行動計画の概要

対象となる新型インフルエンザ等感染症及び新感染症



対象の目的及び基本的な戦略

- ・ 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する
- ・ 市民生活の及ぼす影響を最小限に抑える



対策の留意点

- ・ 基本的人権の尊重
- ・ 危機管理としての特措法の性格
- ・ 関係機関相互の連携・協力の確保
- ・ 記録の作成・保存

被害想定

	岸和田市	大阪府	全国
人口（平成 2 2 年度）	約 20 万人	約 886 万人	約 1 億 2, 806 万人
罹患者数（25%）	約 5 万人	約 220 万人	約 3, 200 万人
※アジアインフルエンザ並みの致死率 0. 53%による推計			
受診者数	約 4 万人 （上限値）	約 173 万人 （上限値）	約 2, 500 万人 （上限値）
入院患者数	約 900 人 （上限値）	約 37, 000 人 （上限値）	約 53 万人 （上限値）
死亡者数	約 300 人 （上限値）	約 12, 000 人 （上限値）	約 17 万人 （上限値）
1 日当たりの最大入院患者数	約 200 人 （流行発生から 5 週目）	約 7, 000 人 （流行発生から 5 週目）	約 10. 1 万人 （流行発生から 5 週目）

※ウイルスの病原性や感染力等の病原体側の要因や、人の免疫の状態等の宿主側の要因、医療環境など複合的な要因に左右される。

本市行動計画のポイント

- ・ 特措法に基づく行動計画
- ・ 特措法で盛り込まれた各種の対応等を記載

項 目	特 色
体制整備	市長を本部長とした対策本部の設置 ※政府が緊急事態宣言を発出した時は法定による設置 庁内関係部課長会議または部長会議の開催 ※新型インフルエンザ等が国内または海外で発生した場合に開催
予 防	市民への予防接種の実施 ・ 緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第 46 条に基づく接種（全市民を対象） ・ 緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第 6 条第 3 項に基づく接種（希望者のみを対象）
まん延防止	大阪府が実施する以下の感染拡大防止策への協力 ・ 不要不急の外出の自粛要請 ・ 施設の使用制限の要請 等
医 療	大阪府が臨時的医療施設を開設するにあたっての協力

Ⅲ. 発生段階ごとの主な対策の概要					
	未発生期	府内未発生期	府内発生早期	府内感染期	小康期
対策の目的	・体制の整備 ・市内発生の早期確認に努める	・府内発生の遅延と早期発見 ・府内発生に備えて体制の整備	・感染拡大をできる限り抑制 ・適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制の整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・市民生活への影響を最小限化	・市民生活の回復を図り、流行の第二波に備える
実施体制	・行動計画の策定 ・連携体制の強化 - 等	国・府・市町村・指定（地方）公共機関挙げての体制強化 ・庁内関係部課長会議または部長会議の開催、もしくは任意の本市対策本部の設置	・庁内関係部課長会議または部長会議の開催、もしくは任意の本市対策本部の設置 ◆緊急事態宣言発出時 ・本市対策本部の設置（法定）	・庁内関係部課長会議または部長会議の開催、もしくは任意の本市対策本部の設置	・流行の第二波に備えた体制整備
サーベイランス・情報収集	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力	・新型インフルエンザ等に関する情報の収集 ・府のサーベイランスへの協力
情報提供・共有	・情報提供、共有について庁内外の体制整備 - 等	一元的な情報発信、市民へのわかりやすい情報提供 ・多様な手段による情報提供 ・コールセンター等の設置 - 等	・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・コールセンター等の充実・強化 - 等	・情報の受け手にとって適切な方法による提供 ・コールセンター等の継続 - 等	・情報提供のあり方の見直し ・コールセンター等の体制の縮小 - 等
予防まん延防止	・個人レベル、職場レベルで感染予防や対応方法について普及啓発 ・市民への予防接種の体制整備 - 等	・特定接種の準備、開始 ・市民への予防接種の準備 - 等	・市民、事業者等への感染予防策の要請 ・市民への予防接種の準備、開始 - 等 ◆緊急事態宣言発出時 ・全市民を対象とした予防接種の実施 ・府が行う外出自粛要請、施設の使用制限等への協力	・市民、事業者等への感染予防策の要請 ・市民への予防接種の継続 - 等	・第二波に備えた市民への予防接種の継続 - 等
市民生活の安全の確保	・要援護者への生活支援の体制整備 ・火葬能力等の把握 ・必要物資及び資材の備蓄 - 等	・要援護者への生活支援 ・外出の自粛や食料品・生活必需品の備蓄の呼びかけ ・一時的に遺体を安置する施設の確保に向けた準備	◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・便乗値上げの防止の要請 - 等	◆緊急事態宣言発出時 ・水の安定供給 ・便乗値上げの防止の要請 ・火葬炉の稼働 - 等	・第二波への備え ◆緊急事態宣言発出時 ・これまでの措置の縮小もしくは中止
医療	・府への協力	・府への協力	・府への協力	・在宅で療養する患者への支援 ◆緊急事態宣言発出時 ・府の実施する臨時的医療施設の設置、及び医療の提供に協力する	・第二波への備え ◆緊急事態宣言発出時 ・これまでの措置の縮小もしくは中止

※ 段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

※ サーベイランス：疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視すること。

※ コールセンター：本計画では、海外で新型インフルエンザが発生した際に、一般市民向けに設置するお問合せ窓口のこと。